

令和6年度 第1回酒田市地域密着型サービスの運営に関する委員会 次第

日時：令和6年8月27日（火） 13：30～

場所：酒田市役所3階 第1委員会室

1. 開 会

2. 報 告

(1) 地域密着型サービス事業者の指定状況について・・・・・・・・・・資料1

(2) 令和6年度地域密着型サービス事業者の集団指導及び運営指導計画について・・・資料2

(3) 令和5年度地域密着型サービス事業者運営指導の実施結果について・・・・・・・・資料3

3. 協 議

・地域密着型サービス事業者の指定更新について・・・・・・・・・・資料4

4. そ の 他

5. 閉 会

地域密着型サービス事業者の指定状況について（R6. 8. 1 現在）

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（2事業所）

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	(株) 檜の木	コンフォート檜の木	こあら 2-4-6	-	2	H27 年 3 月 31 日
2	(株) 檜の木	訪問介護事業所眺海	山寺字宅地 159	-	9	R3 年 4 月 1 日

※指定基準上の定員は無し

②地域密着型通所介護事業所

（5事業所）

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	山形県高齢者福祉生活協同組合	デイサービスこだま	光ヶ丘 5-13-32	10	1	H17 年 3 月 31 日
2	(株) ふれんど	デイサービスセンターふれんど	古湊町 9-8	17	1	H17 年 10 月 28 日
3	前田自動車工業(有)	デイサービスこもれび	亀ヶ崎 5-7-53	10	3	H25 年 4 月 9 日
4	(福) かたばみ会	デイサービスセンターかたばみ荘	北千日堂前字松境 18-1	18	1	H30 年 5 月 1 日
5	アースサポート(株)	アースサポート酒田	若原町 5-2	10	3	R2 年 9 月 1 日

③認知症対応型通所介護事業所

（6事業所）

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	(福) 平田厚生会	みすみ指定通所介護事業所	樽橋字大柳 1-16	12	10	H12 年 1 月 4 日
2	(医) 健友会	認知症対応型通所介護楽楽	中町 3-2-21	12	1	H18 年 9 月 8 日
3	(福) さくら福祉会	つどいの家亀ヶ崎	亀ヶ崎 4-1-14	12	3	H19 年 4 月 27 日
4	(福) 正覚会	こもれびの郷 指定認知症対応型通所 介護事業所	黒森字境山 616-1	10	5	H16 年 11 月 30 日
5	(福) 友和会	デイサービスセンター サン・シティⅡ	曙町 2-28-5	12	4	H23 年 3 月 31 日
6	(福) 酒田市社会福祉協議会	酒田市デイサービス センターいずみ	東泉町 4-6-13	10	4	H26 年 12 月 26 日

④共用型認知症対応型通所介護事業所

(3事業所)

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	NPO 法人あらた	グループホームひより	京田 2-69-7	3	5	H18年 8月 30日
2	NPO 法人あらた	グループホームあらた	東町 1-15-25	3	2	H19年 8月 30日
3	(福)友和会	グループホームサン・シティ	曙町 2-28-5	3	4	R27年 7月 31日

※共用型とは・・・認知症高齢者グループホームにおいて居間などを利用して入居者と共に行われるデイサービス。

⑤小規模多機能型居宅介護事業所

(15事業所)

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	(有)アシスト	小規模多機能型居宅介護施設さとわ	こがね町 2-25-1	29	3	H18年 11月 29日
2	(福)さくら福祉会	多機能さくら住吉町	住吉町 3-32	25	1	H19年 6月 4日
3	(福)さくら福祉会	多機能さくら広野	広野字末広 105-5	25	5	H19年 8月 9日
4	(福)さくら福祉会	多機能さくら松山	字西田 12-5	25	9	H19年 10月 4日
5	(福)さくら福祉会	多機能さくら東泉	東泉町 6-1-9	25	4	H20年 5月 2日
6	(福)さくら福祉会	多機能さくら若浜	若浜町 19-26	25	2	H20年 6月 27日
7	(福)さくら福祉会	多機能さくら亀ヶ崎	亀ヶ崎 5-4-11	25	3	H20年 8月 29日
8	(福)酒田福祉会	多機能明日葉	駅東 2-3-6	25	2	H20年 10月 30日
9	(福)かたばみ会	多機能施設かたばみ荘	光ヶ丘 2-3-19	29	1	H21年 4月 24日
10	(福)光風会	小規模多機能ふよう	宮野浦 3-5-65	25	5	H22年 5月 26日
11	(有)アシスト	小規模多機能型居宅介護施設さとわ下安町	下安町 9-8	29	4	H22年 8月 31日
12	(福)さくら福祉会	多機能さくら平田	砂越緑町 4-2	25	10	H22年 9月 30日
13	(福)正覚会	北のかがやき 小規模多機能型居宅 介護事業所	漆曾根字腰廻 34	25	7	H23年 3月 31日
14	(株)樫の木	多機能施設樫の木	藤塚字中畑 158	25	6	H23年 9月 22日
15	(福)幾久栄会	多機能こうらく	小泉字前田 37-5	25	8	H24年 3月 30日

⑥認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）

（16事業所）

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	(医)宏友会	認知症対応型 グループホームほなみ	本楯字前田 127-2	9	6	H12年3月27日
2	NPO 法人あらた	グループホームあらた	東町 1-15-25	9	2	H12年3月27日
3	(福)さくら福祉会	グループホームみどり	砂越緑町 5-43	18	10	H14年2月27日
4	(福)光風会	グループホームはまゆう	宮野浦 3-20-1	9	5	H14年8月29日
5	(株)榎の木	グループホーム眺海	山寺字宅地 159	18	9	H16年11月17日
6	NPO 法人あらた	グループホームひより	京田 2-69-7	9	5	H15年2月3日
7	(福)幾久栄会	グループホームこうらく	小泉字前田 44	9	8	H15年3月20日
8	(医)さつき会	グループホーム明日葉	曙町 2-24-2	18	4	H15年12月19日
9	(福)さくら福祉会	グループホームまつやま	字西田 12-5	18	9	H17年8月30日
10	(株)ケアサービス鳥海	グループホームまいづる	麓字横道 10-8	18	8	H17年11月25日
11	(株)ふれんど	グループホームふれんど	古湊町 9-8	18	1	H18年3月20日
12	(福)正覚会	グループホームライフケア黒森	黒森字葎葉山 54-10	9	5	H26年4月1日
13	(福)さくら福祉会	グループホーム亀ヶ崎	亀ヶ崎 4-1-14	18	3	H26年12月9日
14	(福)友和会	グループホームサン・シティ	曙町 2-28-5	9	4	H27年3月31日
15	庄内みどり農業協同組合	グループホーム結い	千日町 4-4	9	4	H30年4月1日
16	庄内みどり農業協同組合	グループホーム結ぶ	熊手島字道の下 熊興屋 17番1	9	7	R3年4月1日

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

(小規模特別養護老人ホーム)

(5事業所)

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	(福)友和会	地域密着型特別養護老人ホームサン・シティⅡ	曙町 2-28-5	20	4	H23年3月31日
2	(福)光風会	地域密着型介護老人福祉施設あおい	緑ヶ丘 2-16-1	29	5	H24年4月1日
3	(福)正覚会	小規模特別養護老人ホームライフケア黒森	黒森字葎葉山 54-10	29	5	H26年4月1日
4	(福)東平田福祉会	地域密着型特別養護老人ホームあずま	生石字奥山 155-1	29	7	H27年3月31日
5	(福)酒田福祉会	特別養護老人ホーム グランパ・グランマ	新橋 3丁目1番地の1	29	2	R3年3月25日

⑧酒田市以外に所在する指定事業所

(8事業所)

	事業種別	法人名	事業所名	事業所所在地	指定年月日
1	認知症高齢者 グループホーム	(福) さくら福祉会	グループホームみかわ	三川町大字青山字 箴元 22-1	H28年12月19日
2		(有) 和のどか	グループホームのんき	三川町大字猪子字 下堀田 230-1	H28年12月19日
3		(有) 和のどか	あっとホームのんき	三川町大字猪子字 大堰端 336	H28年12月19日
4	小規模特別 養護老人ホーム	(福) けやき	ユニット型地域密着型 特別養護老人ホーム なの花荘	三川町大字横山字 堤 189-2	H26年4月1日
5	認知症高齢者 グループホーム	(株) MSC	グループホーム燦燦	飽海郡遊佐町遊佐 字南大坪 12-1	H29年4月28日
6	認知症高齢者 グループホーム	(有) ほほえみの里	グループホームなごやか	飽海郡遊佐町江地 字中屋敷田 3-7	H29年7月31日
7	地域密着型 通所介護	(株) クレシェンド	ホームケアセンター縁	新潟市西区坂井砂 山 2-10-4	H25年8月1日
8	地域密着型介護老 人福祉施設入所者 生活介護	(福) 思恩会	地域密着型特別 養護老人ホーム思恩	鶴岡市馬町字枇杷 川原 23	R3年11月1日

※⑧は、次のいずれかの事由により指定を受けているもの。

- ・地域密着型サービスに移行する前からその施設を利用していた方については、継続して利用していただくために
みなし指定により対象者を限定して指定しているもの。
- ・庄内北部での地域密着型サービス利用支援として、他市町村ではあるが空きがあれば酒田市の方でも利用できる
ように受入人数等の条件を設け指定を行っているもの。

※日常生活圏域別地区名及び担当する地域包括支援センター

日常生活圏域	地区名	地域包括支援センター名
1	琢成、松陵	なかまち
2	浜田、若浜、飛島	にいだ
3	亀ヶ崎、松原	はくちょう
4	富士見、泉	あけぼの
5	浜中、黒森、十坂、宮野浦、新堀、広野	かわみなみ
6	鳥海、西荒瀬	ほくぶ
7	平田	ひがし
8	一條、八幡	やわた
9	松山	まつやま
10	南平田、田沢	ひらた

令和6年度の指定更新事業所について

- ◆令和6年度に新規指定を行った事業所（令和6年6月末時点）
なし

- ◆令和6年7月以降に指定更新を行う予定の事業所（括弧内の日付は指定期間満了日）

認知症対応型通所介護

- ・ 楽楽（R6. 9. 7）
- ・ グループホームひより（共用型）（R6. 8. 29）

小規模多機能型居宅介護

- ・ さとわ（R6. 11. 28）

- ◆令和6年度に廃止の届出があった事業所（令和6年6月末時点）
なし

地域密着型サービスの概要

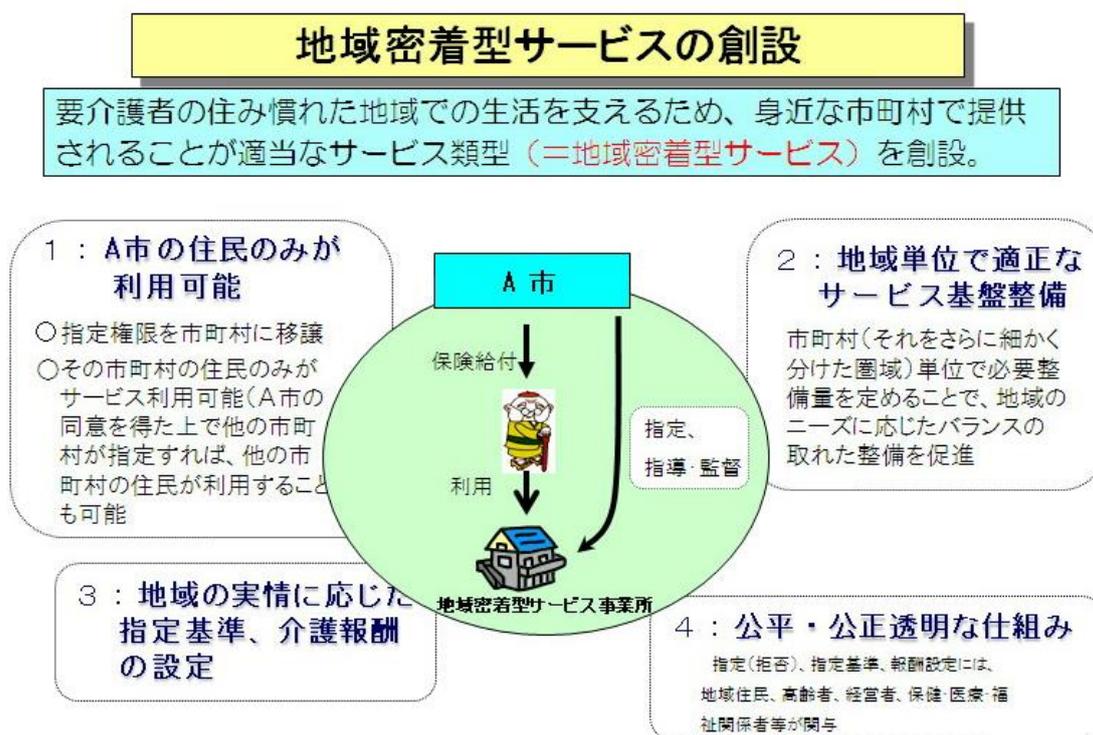
○地域密着型サービスの創設

介護保険法の改正により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供される「地域密着型サービス」が創設された。(平成18年4月1日～)

地域密着型サービスの特徴は次のとおり。

- ・ 指定権者が市町村である
- ・ 利用対象者はその地域に住む住民のみ
- ・ 施設は地域住民との交流がもてる立地に建てられる

なお、地域密着型サービスの事業を行う事業者は、その事業所が所在する市町村から指定を受ける必要がある(介護保険法第78条の2)。また、指定を行う時は「介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない(介護保険法第78条の2第7項)」とされていることから本委員会で指定について協議することとしている。



※厚生労働省ホームページ「地域密着型サービスの創設」より

○地域密着型サービスの種類（福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAMNET」より）

1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護…次のサービスを適切に組み合わせて提供する。
①	定期巡回サービス…訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話をを行う。
②	随時対応サービス…オペレーターが通報を受け、利用者の状況に応じてサービスの手配を行う。
③	随時訪問サービス…オペレーターからの要請を受けて、随時、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話をを行う。
④	訪問看護サービス…看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話または診療の補助を行う。
2	夜間対応型訪問介護
	夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行う。
3	地域密着型通所介護
	日中、利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。
4	（介護予防）認知症対応型通所介護
	デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行う。
5	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
	通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行う。
6	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。 少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指している。
7	地域密着型特定施設入居者生活介護
	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行う。
9	看護小規模多機能型居宅介護
	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活できるよう支援する。

令和 6 年度地域密着型サービス事業者の集団指導及び運営指導計画について

1. 地域密着型サービス事業者の集団指導について

令和 6 年度の集団指導の実施については、新型コロナウイルスが 2 類から 5 類へ引き下げられたものの、サービス事業者、利用者、その家族の方達にとって感染拡大は依然として脅威であり、今年度県は資料をホームページに掲載し確認していただくことで実施に替える措置を取っているため、本市も感染拡大防止のため、集合形式による集団指導は行わず、市ホームページへ資料を掲載し確認していただく方法で実施する予定である。

2. 地域密着型サービス事業者の運営指導計画について

令和 6 年 9 月から令和 7 年 2 月までに以下のとおり計 7 箇所実施予定である。

【対象事業所数】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・1 箇所
- 小規模多機能型居宅介護・・・1 箇所
- 認知症対応型共同生活介護・・・5 箇所

令和5年度地域密着型サービス事業者運営指導の実施結果について

1 令和5年度計画に基づき実施した運営指導の結果

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る観点から、国のマニュアルに基づき、身体拘束廃止・高齢者虐待防止に向けた取組みの確認や、ケアプラン作成のプロセス等の確認に重点を置いて実地にて指導を行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大に配慮しながら利用者への聞き取り、活動場所や居住スペース等の設備の状況、書類や薬品の保管状況等について目視にて確認を行い、書類については会議室において点検を実施した。

(1) 対象事業所 7事業所

実施月日	事業所名	法人名
7月20日	グループホームサン・シティ (指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護) (指定(介護予防・共用型)認知症対応型通所介護)	社会福祉法人友和会
9月20日	小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら若浜 (指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護)	社会福祉法人さくら福祉会
10月16日	小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら亀ヶ崎 (指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護)	社会福祉法人さくら福祉会
11月15日	グループホーム亀ヶ崎 (指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護)	社会福祉法人さくら福祉会
12月18日	地域密着型特別養護老人ホームあずま (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	社会福祉法人東平田福祉社会
12月22日	グループホームあらた (指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護) (指定(介護予防・共用型)認知症対応型通所介護)	特定非営利活動法人あらた
2月20日	酒田市デイサービスセンターいずみ 指定(介護予防)認知症対応型通所介護	社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会

(2) 指導の内容

令和4年3月31日付け厚生労働省通知「介護保険施設等運営指導マニュアル」で示された確認項目及び確認文書に基づいて点検した。

確認項目（一例）			
従業者の員数	管理者	設備及び備品等	内容及び手続の説明及び同意
受給資格等の確認	心身の状況等の把握	居宅介護支援事業者等との連携	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
サービス提供の記録	利用料等の受領	計画の作成	緊急時等の対応
運営規程	勤務体制の確保等	定員の遵守	業務継続計画の策定等
非常災害対策	衛生管理等	秘密保持等	広告
苦情処理	地域との連携等	事故発生時の対応	虐待の防止

(3) 指導事項及び改善状況

運営指導を行った7事業所においては適正に運営されていることが確認された。

2 計画外で実施した運営指導

令和5年度における計画外の運営指導はなし

3 令和5年度の監査実施状況

監査対象となった事業所はなし

指導監査

介護保険制度の適正な運営のため、サービスの質の確保と保険給付の適正を図ることを目的として、事業所・施設に対して指導監査を行う。

指 導

集団指導

介護サービス事業者を一つの会場に集合させる、またはオンライン等の方法により、介護保険制度の趣旨・目的の周知及び理解の促進、指定・更新事務等の手続方法説明、介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務の指導、運営指導での事例紹介を行うなどにより効果的な指導を行う。

制度の理解／不正の防止

↓

制度管理の適正化

運営指導

介護サービス事業者の事業所を訪問し、関係書類の閲覧や事業所職員、利用者へのヒアリングを行い、虐待や身体拘束などの運営基準違反がされていないか、また、不適切な介護報酬請求がされていないかを確認し、適正でないと認められた場合は是正するよう指導を行う。

高齢者虐待防止
身体拘束禁止
不正の防止

↓

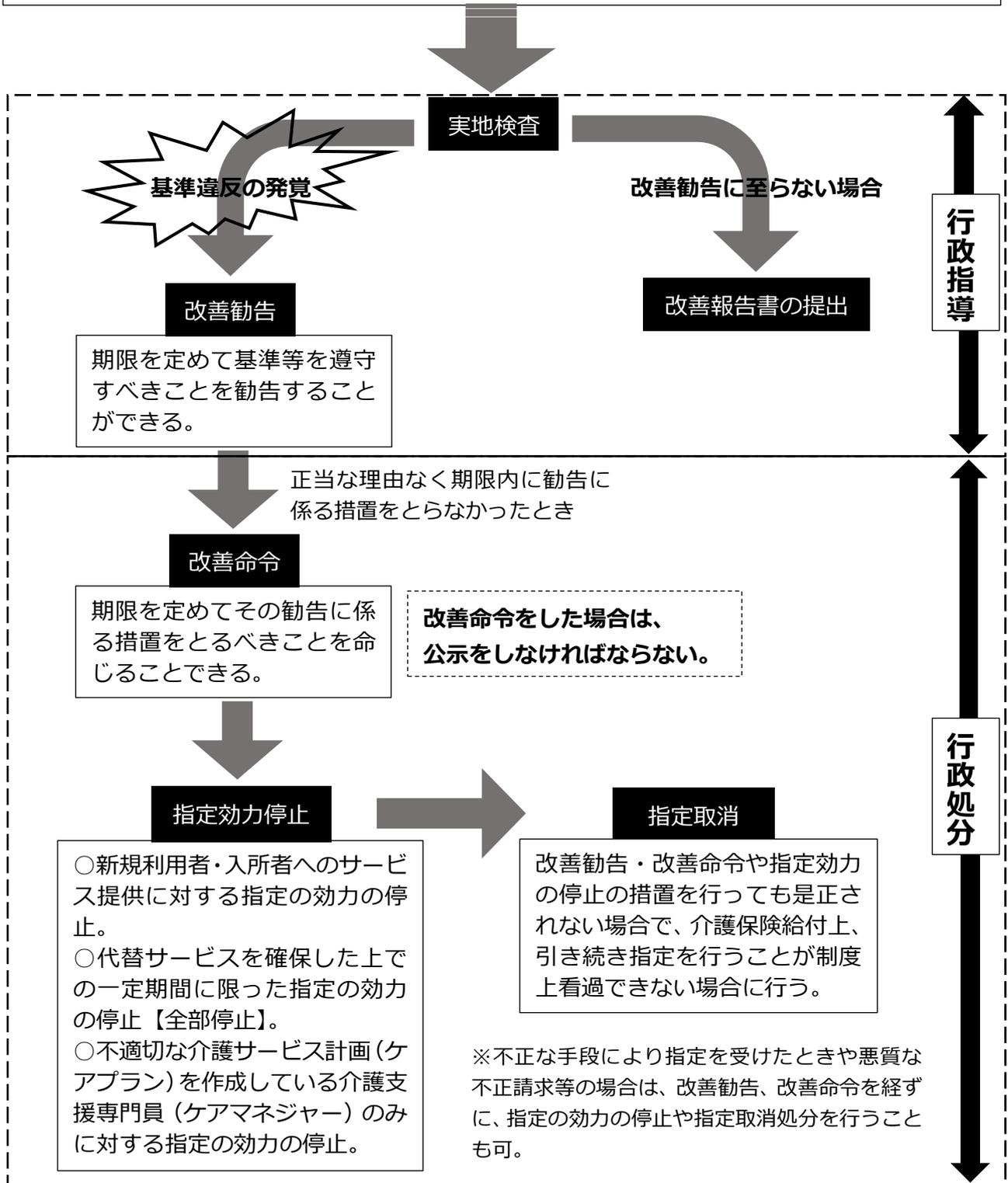
よりよいケアの実現

運営指導の際に
著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合
または
不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合

監査へ変更

監査の実施

- 入手した各種情報により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合又はその疑いがある場合
 - ・通報・苦情・相談等に基づく情報
 - ・国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
 - ・国保連・他保険者からの通報情報
 - ・介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
 - ・介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報
- 運営指導から監査に変更した場合



※指定更新について、更新手続きと委員会の開催日が同じ時期にならない場合は、以下のように文書協議で更新について委員の皆様から意見を頂いております。

令和6年度についてもこれまで同様に文書協議で行いたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(例)

令和〇年〇月〇日

委員各位

酒田市地域密着型サービスの運営に関する委員会
委員長 〇〇 〇〇
(公印省略)

酒田市地域密着型サービスの運営に関する委員会の文書協議について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市介護保険事業運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、以下の事業者から介護事業所に係る指定更新申請書の提出がありました。指定更新の協議につきましては、先の委員会においてご了承をいただいておりますとおり、文書をもって会議開催に替えさせていただきますようお願いいたします。

酒田市地域密着型サービスの運営に関する委員会（文書協議）

1. 協議

(1) 指定地域密着型通所介護の指定更新について

(別添：資料1参照)

申請者 酒田市〇〇字〇〇番〇
社会福祉法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇
事業所名 デイサービスセンター〇〇〇〇

※お手数ですが、別添の協議文書を、〇月〇日（〇）までに同封の返信用封筒にてご投函下さるようお願い申し上げます。

問い合わせ先
高齢者支援課 担当：田代
TEL 26-5363
FAX 26-5796

酒田市地域密着型サービスの運営に関する委員会協議文書

1. 協議

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定更新について

(別添：資料1 参照)

申請者 酒田市〇〇字〇〇番〇
社会福祉法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇
事業所名 デイサービスセンター〇〇〇〇

【日付、委員氏名を記載の上、承認の賛否について該当する方に○印をお願いします。】

令和 年 月 日

委員氏名 _____

承認する ・ 承認しない

協議案件について意見がある場合は、意見欄に記載願います。

意見欄	
-----	--

※お手数ですが、〇月〇日(〇)までに同封の返信用封筒にてご投函下さるようお願い申し上げます。

地域密着型サービス事業者の指定更新について

■事業所の概要

1 申請者	社会福祉法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇
2 事業種別	指定地域密着型通所介護
3 事業所名	デイサービスセンター〇〇〇〇
4 所在地	酒田市〇〇字〇〇番〇
5 指定年月日	平成30年5月1日
6 指定有効期間満了日	令和6年4月30日
7 指定更新予定日	令和6年4月5日
8 定員等	18人
9 職員体制	生活相談員 3人（うち兼務2人） 看護職員 1人（機能訓練指導員を兼務） 介護職員 5人（常勤4人、非常勤1人） 機能訓練指導員 1人（看護職員を兼務）
10 その他	

〈位置図〉



■指定の更新に係る申請書及び提出書類

(介護保険法施行規則第131条の6の規定に基づき提出されたもの)

申請書及び提出書類	主な確認事項	適否
・ 指定更新申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称、所在地 ・ 法人の名称、主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 指定の有効期間満了日 	○
・ 付表 (事業所の概要をまとめたもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の氏名、生年月日、住所、兼務状況 ・ 協力医療機関の名称 	○
・ 運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定すべき事項が定められているか ・ 重要事項説明書や契約書と相違ないか 	○
・ 苦情に対する措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者と連絡先が明確にされているか ・ 対応手順が整理されているか 	○
・ 従業員の勤務体制が分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員基準を満たしているか 	○
・ 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法第78条の2第4項 及び 第115条の12第2項に該当していないか ※運営等基準を満たしていない、申請者が刑の執行や 滞納処分等の対象である、過去に指定の取消し処分が なされてから5年を経過していない 等 	○
・ 介護支援専門員一覧及び資格証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格証の有効期間が切れていないか 	○